



DIY を思いっきり楽しむ！  
後でやり直ししなくて済む「DIY チェックポイント」



### 室内で使う材料はホルムアルデヒド対策品を選ぶ

木製建材（板など）や接着剤、壁紙、ペンキなど、さまざまな建材に「化学物質」を発散する製品があります。化学物質のうち特に「ホルムアルデヒド」は、多量に人が吸うとシックハウス症候群（化学物質により体調不良になる）を発症する恐れがあるとされ、法律により建設時やリフォーム時などに極力発散しない建材を使用することが義務付けられています。

DIY は法律による規制対象ではありませんが、体調を悪化させる恐れがある建材はできるなら避けたいもの。

そこで、通販やホームセンターなどで材料を選ぶときには、ホルムアルデヒドの発散が少ないことを示す JIS や JAS の以下の等級が表示されている製品かどうかを確認しましょう。

**F☆☆☆☆**（エフ・フォースターなどと呼ばれます）

なお、建材の使用量が少なければ、これより1つ等級が低い『F☆☆☆（エフ・スリースター）』（若干、ホルムアルデヒド発散量が多くなる）を使用する選択肢もあります。

※等級の詳しい解説は住宅情報提供協議会による「住まいの情報発信局」でご覧いただけます。

<http://www.sumai-info.jp/sick/sickpamph/08.htm>

シックハウス症候群にならないことを保証するものではありませんが、できるだけ室内での使用を想定しホルムアルデヒド発散量が少ない製品を使うに越したことはありません。

海外の材料でF☆☆☆☆の表示がないものの場合、製品詳細を調べたり販売者に聞くなどして、その国の基準をクリアしているか、または化学物質の発散量が少ない確認が行われている製品かどうか確認しましょう。



## 使う場所の特徴にあった材料を選ぶ

水がかかりやすい場所や日当たりが強い場所でDIYするときは、それらの影響に耐えられる材料かどうかを製品詳細や販売者に確認しましょう。

たとえば、キッチンや洗面所など水滴が飛んだり濡れた手で触ることが多い場所に、水がしみこみやすい建材を使ってしまうと、いずれ建材が変色したり変形、劣化することがあります。また、よく日が当たる窓の至近であれば、直射日光に適さない材質だと、紫外線による変色が生じたり、太陽光による熱や乾燥で建材の変形が考えられるからです。



- ・水がかかりそうな場所で使う材料は「耐水性」「防水性」があるか
- ・日当たりが強い場所では熱や紫外線に強いか

材料にその旨が表示されているかを確認したり、ホームセンターであれば使う場所や目的を詳しい販売員の方に伝えて適した商品を紹介してもらうなどしましょう。



## 表面に塗る・貼るものは下地と相性がいい材料を選ぶ

壁に塗料を塗ったり壁紙やその他建材を貼るとき、「貼られる・塗られる側＝下地」と「貼る・塗るもの」、そしてそれらをくっつける「接着剤」のそれぞれの相性が合うことを確認します。

たとえば使用目的や使用する建材に合っていない接着剤を使った場合、一時はくっついたように見えても時間が経つと剥がれてしまうことがあるのです。また、曲面に何かを貼る場合、比較的柔らかく曲面に沿えるものを使わないと、接着剤の力だけではもたず、いずれ端から剥がれてきてしまうこともあります。

下地との相性という点では、塗装材も、塗る場所の表面が適した素材なのかどうかを事前に確認しておいたほうがいいでしょう。プラスチックに水性ペンで文字を書いてもすぐに剥げてしまうように、塗装材が下地に密着しない相性もあるからです。

- ・接着剤はくっつける材料2つともが適している製品を選ぶ
- ・直線以外の形状の場所にやや固めの材料を貼るときはその形状を保てる製品かを確認

材料の説明書だけではわからないときは、これもメーカーやホームセンターの詳しい販売員などに質問してみましょう。



## 分譲マンションは管理規約に違反していないかを確認

分譲マンションは、見た目に自分の所有物に見えるものでも、住戸（専有部分）の一部が「共用部分」になっています。管理組合の承認なしに個人で勝手に工事することが管理規約で禁止されているのが一般的です。

### 【住戸内にある共用部分の例】

- ・コンクリート製の壁・床・天井
- ・隣住戸との間の壁（コンクリートではない建材であっても）
- ・玄関の鋼製ドア※
- ・窓（ガラス・サッシ）※

※マンション（管理組合）により、管理規約で玄関ドアの鍵やサッシ・ガラスを所有者個人が変更してもいいと定めているケースがあります

これらのうち、内側表面は、その部分の性能を変えない限りは自身でのD I Yなどが可能です。たとえば窓ガラスの内側表面に防犯や紫外線カットを目的として色味が変わらない透明フィルムを貼ったり、隣の住戸との間の壁の壁紙を張り替えたりがその例。

行うことが「穴を開ける」「交換する」などになると、性能を低下させる恐れもあるため、管理組合への届け出と理事長による承認が必要になることがあります。表面を塗る・貼る以外の作業を伴うものについては、必ず管理組合（問い合わせ窓口として管理会社）に確認します。

なお、管理規約で規定されていることに気づかず、うっかり違反しがちなD I Yのひとつが床表面の素材の変更。

たとえば「ダイニングセットのエリアだけ、D I Yでフローリングの上にタイルを敷きたい」と考えたとき、リフォームで床を交換するわけではないし・・・と管理組合への届け出をしないかもしれません。

ですが、管理規約に「床材は指定の遮音レベルの製品を使うこと」という決まりがあれば、表面材が変わることで、ダイニングチェアを動かすたびに周辺住戸への音の響き方が変わるかもしれないのです。

床表面に固い素材（フローリング含む）を重ねて貼る場合は、ご自身で行うD I Yレベルであってもリフォームと同様に考え、ルールに適合するかどうかを管理会社に相談し、必要があれば管理規約通りの手順で管理組合に申請しましょう。

言われてみれば特殊なことではないこれらのことも、あらかじめ注意しておけば、いざ材料を買ったり作業を始めてから「こんなはずじゃなかった！」と後悔しなくて済むかもしれません。これらのチェックポイントやメーカーサイト、ホームセンターをうまく活用しながら、D I Yで理想のお部屋を作ってみてください！